

お金がもらえる！？ ～サクラサイトにご注意～

相談事例

「相談に乗るだけで報酬がもらえる」というインターネットの広告を見て興味を持ち、サイトに登録をした。

最初はサイト内で相談に乗っていたが、相手から「今後は直接メールでやりとりをしよう」と言われ、メールアドレスを交換することになった。そして、メールアドレスを交換するためにはポイントを購入する必要があると言われ、クレジットカードで1万円決済した。しかし正しくメールアドレスが交換できず、再びポイントを購入することになった。その後も上手く交換ができず、気づいたときにはクレジットカードと電子マネーで30万円を払ってしまっていた。騙されていることに気づいたので返金してほしい。



消費生活センターから

「お金がもらえる」「内職を紹介したい」「異性と合わせてあげる」などというインターネット広告やSNS、迷惑メールなどから悪質なサイトに誘導されることがあります。サイトに登録すると相手とのやりとりが始まり、話が盛り上がってくる頃に「メールアドレスの交換をするためにはポイントが必要」「謝礼の振込みをするためには手数料が必要」など様々な口実で金銭を求められます。

相手は様々な人になりすましている「サクラ」であり、言葉巧みに消費者を騙します。そのため、気づいたときには多額の支払いをしてしまった、借金だけが残ったというケースが多くあります。

このようなサクラサイトの被害は若者だけでなく、高齢者を含めた幅広い世代で広がっています。

- お金をもらおうつもりが、逆にお金を要求されることになります。うまい話には耳を貸さないようにしましょう。
- 一度払ってしまったお金は取り戻すのが困難です。決して支払いをしないようにしましょう。
- インターネット上の顔の見えない相手を簡単に信用しないことが大切です。

おかしいな、と思ったら消費生活センターへご相談ください。

◆世田谷区消費生活センター

相談専用電話

☎3410-6522

高齢者（65歳以上）消費者被害相談専用電話

☎5486-6501